

ID: 5101

担当部署: 地域整備課

処分の概要	景観整備機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	景観法 第95条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第95条第3項の規定による。 (監督等) 第95条 3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第92条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	令和5年7月1日